

議案第 71 号

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 38 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 9 月 2 日提出
上富田町長 奥 田 誠

理 由

基幹業務システムの標準化に伴い、実装された住登外者宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携等について、個人番号の独自利用事務として本条例に定める必要があるため、本案を提出する。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (案)

〔 令和 8 年 9 月 11 日
条 例 第 20 号 〕

(上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年条例第 38 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 を次のように改める。

1 町長	上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(昭和60年条例第3号)による重度心身障害児(者)医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号） 第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	町長	学校保健安全法（昭和33年法律第56号） 第24条の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務		住登外者宛名情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。